



小城市議会議長
南里 和幸

明けましておめでとございます。あつという間に一月、月日の過ぎるのは早いものです。「光陰矢のごとし」とはよくいったものです。皆様にはつつがなく新年を迎えられた事とお慶び申し上げます。

さて住民自治の観点から議会は市民にとって身近な存在であり透明で開かれた議会を目指す

それが出来ているのか
小城市誕生から三年

今後の果たすべき役割、組織体制のありかた、チェック機能の充実、議会制度のあり方等々、この様な能力を高めていくために、なにをおいても議員間の自由で積極的な討議を重ね、自己研さんと資質を高めていく以外にはありません。今地方と中央政府とのあいだで分権改革という

名でせめぎあっています。国家は外側から見れば国際的、内側を見れば地域的な関連の中に両者のせめぎ合いの中からバランスを取るために法律の体系に道徳を入れた体系を歴史的につくって来ました。分権と集権のバランスこそが国家の在り方なのです。もし歪んで来たらバランスの歪みを論議すればいい。とにかく小城市をどきやんすつかということに集中して議会としての独自のルールを守り実践していくこと。市民に信頼され存在感のある豊かな議会を築き上げていくこと。そのことに集中して議員諸氏と協力して頑張っていきたいと思っています。最後に市民の皆様にとって幸い多き一年でありますよう祈念いたします。

市民病院事業会計補正予算第2号 一般会計補正予算第5号などを それぞれ一部修正し、可決

平成19年12月定例会が12月6日から21日までの日程で開かれた。18年度一般会計、特別会計、企業会計について決算特別委員会の報告がなされ、承認された。手数料条例の一部改正、保健福祉センター条例の一部改正、一般会計補正予算4号、5号など22案が提出された。病院事業会計補正予算第2号、一般会計補正予算第5号などを一部修正し可決、それ以外の諸議案については、原案どおり可決した。

〈本庁舎は三日月へ〉 市長表明

市長は十二月議会の一般質問の答弁の中で、現在旧四町の庁舎に行政機能を分散させている「分庁方式」から三日月庁舎を増築し機能を集約する「本庁方式」に改める方針を明らかにした。本庁方式については、合併協議会で合併後五年をめどに移行することが確認されていた。これまで庁内の本庁舎移行検討委員会や、有識者による懇話会、議会特別委員会などを開き基本構想の策定を行なってきた。答弁の中で「住民の利便性、危機管理、財政、四庁舎における駐車場や建物の規模と周辺施設との連携など拡張性、都市計画など市民の理解が得られる場所として一番評価が高かったのが三日月庁舎だった。」と述べた。



▲小城市議会 議場

議会の三分の二以上の議決必要

今回五名の議員がこの庁舎問題について一般質問した。現在の市役所の位置を定める条例は平成二十二年三月に失効する。今後市役所の位置を定めるには、議員総数の三分の二以上の議決が必要となる。